

(様式 1)

令和 7 年 6 月 23 日

第 520 回 福井地方最低賃金審議会の開催について

標記会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記 5 の募集要領によりお申し込みください。

記

1 日 時 令和 7 年 7 月 4 日 (金) 午前 10 時 00 分～

2 場 所 福井春山合同庁舎 14 階 福井労働局会議室
〒910-8559 福井市春山 1 丁目 1 番 54 号

3 議 題

- (1) 福井県最低賃金の改正決定について (諮問)
- (2) 福井県最低賃金専門部会の設置について
- (3) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について

4 傍聴者数 2 名

5 募集要領

- (1) 希望者は、下記の宛先まで電話によりお申し込みください。
申込締切日は、令和 7 年 7 月 1 日 (火) 午後 5 時 00 分です。
電話連絡先

0 7 7 6 - 2 2 - 2 6 9 1 福井労働局労働基準部賃金室
(平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分)

- (2) 会場収容人数に限りがございますので、傍聴募集人数を超える場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果については、電話にて連絡します。
- (3) 会議当日は、会議開催時刻の 10 分前までに会場にお越しください。会議開始後の入室は認められませんので御注意ください。

なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人を証明するものをお持ちください。

6 その他

- (1) 傍聴される場合には、別添の「会議傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
- (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨、お申し込みの際に御連絡ください。また、

介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名も併せて御連絡ください。

(3) 諸般の事情により、開催日が急に変更される場合があります。

お問い合わせ先 福井労働局労働基準部賃金室

電話 0 7 7 6 - 2 2 - 2 6 9 1

(様式5)

会議傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同一番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は、必ず切って傍聴して下さい。
- 4 写真撮影、録画、録音等は、御遠慮下さい。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行動は謹んで下さい。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等会議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないで下さい。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び福井地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者は、その者を退場させることがあります。